

# 令和 8 年度 阿賀野市農業用機械導入 支援事業補助金 公募要領

地域農業の担い手となる農業者の育成を目的に、農業者が整備する農業用機械の導入に要する費用に対し、補助金を交付します。

## 1 補助対象者

補助対象者は、市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人で、次の要件のいずれにも該当する者とします。

- ・当補助金で導入する農業用機械の耐用年数を経過するまでの期間について、農業経営を継続すること
- ・令和 8 年度において、農業用機械の導入に対する国及び県補助制度を活用していないこと
- ・令和 7 年度に実施した「阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金」の採択を受けていないこと
- ・販売を主たる目的として農作物を生産していること

ただし、補助対象者が次に該当する場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・市税の滞納がある場合

## 2 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が自らの農業経営において使用するために整備する農業用機械の購入で、次のいずれにも該当する事業とします。

- ・令和 8 年 2 月 2 日以降に発注（契約）した農業用機械を導入すること
- ・中古品も対象です。詳細は Q&A をご覧ください。
- ・農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い機械を導入するものでないこと
- ・国、県及びその他の補助事業（融資に関する利子の助成措置を除く）の対象となっていない機械の導入であること

### 3 補助率・上限額

補助金の金額は、補助対象経費の **30%以内** の金額（千円未満の端数切捨て）とし、**200万円** を上限額とします。

なお、予算額は 3,000 万円です。

【注意】申請総額が予算額を上回る場合、補助金の金額を調整する可能性があります。

### 4 申請

補助金交付申請を次のとおり受け付けます。

#### 1) 受付期間

令和 8 年 6 月 4 日(木曜日)から令和 8 年 7 月 7 日(火曜日)まで

【注意】先着順ではありません。

#### 2) 受付場所

阿賀野市役所 笹神支所 3 階 農林課 農林企画係（阿賀野市山崎 77 番地）

#### 3) 申請に必要な書類

- ・阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・誓約書(様式第 2 号)
- ・市税の滞納がないことを証明する納税証明書の写し
- ・補助対象事業に係る見積書の写し
  - ※既に発注（契約）済みの場合、契約書（注文書等）の写し
- ・農業用機械の仕様が確認できる書類（カタログなど）
- ・補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ・取組調書
- ・その他市長が必要と認める書類

※「令和 8 年 2 月 20 日から 3 月 19 日申請期間」の農業用機械導入支援事業補助金において不採択となった方は、前回提出した見積書・カタログ・通帳の写しを改めて提出する必要はありません。ただし、見積書の有効期間が切れている場合は、再度見積書を徴する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

## 5 採否

申請者の取組をポイント化し、合計ポイントの高い申請者から交付対象者とします。申請者の取組に係るポイントの詳細は、配分基準表及び取組調書をご確認ください。

なお、審査の結果、採択順位の決定において同点者が生じた場合は、申請時点における耕作面積（水稻・その他）の大きい者を上位とします。

### 【注意】

- ・交付決定は、令和8年7月中旬頃を予定しています。
- ・令和9年3月31日（水）までに事業を完了させる必要があります。

## 6 実績報告

### 1) 提出書類

- ・補助事業等実績報告書（阿賀野市補助金等交付規則 第3号様式）
- ・発注書や契約書など発注（契約）した日がわかる書類の写し
- ・納品書の写し
- ・領収書の写し
  - ※購入した農業用機械の代金を全額支払ったことが確認できるもの
- ・農業用機械の写真
  - ※必要な写真は購入した機械の全体像、型式が確認できる部分、ナンバープレートの写真（ナンバープレートを取得した機械）など
  - ※附属品の購入がある場合は、附属品の全体が写っている写真と型式が写っている写真も必要です。
- ・取組内容（申請時に提出した取組調書に記載した内容）の実績がわかる書類

### 2) 実績報告書の提出期限

納品と支払いの両方が完了した日から20日以内

なお、令和9年3月31日（水）までに事業を完了させる必要があります。

## 7 状況報告

事業完了年度（令和8年度）の翌年度（令和9年度）には、取組状況を報告してもらいます。

## 8 スケジュール

時 期	内 容	注意事項
令和8年5月		
令和8年6月	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">6月4日募集開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">7月7日募集締切</div> </div>	<p>交付決定後に農業用機械を導入してください。</p> <p>申請する際は、農業用機械の納品可能時期も十分確認してください。</p>
7月中旬頃	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請者の審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">採択（交付決定）</div> </div>	
	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業の実施</div> </div>	
	納品と支払いの両方が完了した日から20日以内に実績報告	令和9年3月31日までに事業が完了（実績報告書を提出）できなかった場合、補助金を交付することができません。
令和9年3月	事業完了締切 (3月31日)	
令和9年以降	状況報告書の提出	

## お問い合わせ

阿賀野市役所 農林課 農林企画係

阿賀野市山崎77番地（笹神支所）

TEL 0250-61-2478